

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年11月27日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 大坪 守

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 石垣対空通信アンテナ性能維持工事
- (2) 工事場所 石垣 RCAG サイト 沖縄県石垣市つから岳 962-1
- (3) 工事内容 本工事は、石垣対空通信アンテナの老朽化に伴う性能維持のためアンテナの交換を行うものである。
- (4) 工 期 契約締結の翌日から平成27年3月31日まで
- (5) 本工事は、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時まで大阪航空局の平成25・26年度一般（指名）競争参加資格者のうち「電気通信工事業」で、「A等級」又は「B等級」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成24年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（2.(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとし

て、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出義務
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出義務
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）7 条の規定による届出義務

(7) 次に掲げる施工実績を有すること。

平成 11 年 4 月 1 日以降に完成・引き渡し完了した、下記の①または②の要件を満たす工事（以下「同種・類似工事」という。）の実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合に限る。）

なお、当該実績が平成 13 年 4 月 1 日以降に国土交通省の発注した上記同種・類似工事の施工実績の場合においては、工事成績評定の評定点が 65 点未満であるものを除く。

①同種工事

下記施設の新設若しくは更新工事。

- ・航空交通管制業務に係るレーダー施設
- ・航空交通管制業務に係る管制卓（通信制御装置）
- ・航空交通管制情報処理システム
- ・運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置
- ・対空援助業務に係る通信制御装置
- ・対空通信施設（A/G、RAG、ATIS、RCAG 及び AEIS 等）
- ・ILS 施設
- ・VOR/DME（若しくは TACAN）施設
- ・NDB 施設

（注）航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。航空交通管制情報処理システムとは、飛行情報管理システム、航空路レーダー情報処理システム、ターミナルレーダー情報処理システム、ターミナルアルファニューメリック表示システム、洋上管制データ表示システム、空域管理システム、航空交通流管理システムをいう。VOR/DME（若しくは TACAN）施設は、VOR・TACAN・DME のみの単独工事でも可。なお、航空交通管制情報処理システムのうち端末のみの工事は類似とする。

②類似工事

航空保安用の施設又は工作物の電気通信工事、空港警備システム、空港防護システム、空港危機管理システム、空港防災指令システムの新設若しくは更新工事の少なくとも 2 件以上。

(8) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は管理技術者（電気通信工事）を当該工事

に配置できること。

①平成11年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した以下のア) 又はイ)の要件を満たす工事の経験を有すること。ただし共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定技術者が、以下のア) 又はイ)の工事経験を有していればよい。

ア) 同種工事

航空保安用の施設又は工作物の電気通信工事の新設若しくは更新工事。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されていないものは類似工事とする。

イ) 類似工事

下記のa) 又はb)の要件を満たす工事

a) 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所用の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であつて建設業法でいう電気通信工事に該当する工事の施工実績。

b) a)の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事の施工実績。

②管理技術者にあつては、管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有するもの又はこれに準ずるものであること。

③当該技術者について、入札者との直接的かつ恒常的な雇用関係が明示されること。

3. 入札手続き等

(1) 担当部局

〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺 531-3

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課 門吉

電話番号 098-859-5106

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成26年11月27日(木)から平成26年12月10日(水)まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)ただし、見積りに必要な図面、仕様書等については、競争参加資格の結果の通知に併せて配付する。

交付場所 1) 3.(1)担当部局

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成26年11月27日(木)から平成26年12月10日(水)ま

で。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

提出場所 3.(1)に同じ。

申請書及び資料は、郵送(宅配便を含む。以下同じ。)又は持参により提出すること。(部数1部)ただし、いずれの場合も必ず電子入札システムにより提出すること。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書は、平成26年12月22日(月) 17時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、開札日時までに3.(1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は認めない。)

開札は、平成26年12月24日(水) 10時00分、那覇空港事務所統合庁舎2階入札室において行う。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定監理(又は主任)技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむ得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(5) 専任の監理(又は主任)技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理(又は主任)技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照)

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3.(3)により申請書及

び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時に
いて、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(11) その他詳細は入札説明書による。